

『農地法第3条』許可手続きに係る申請書及び添付書類一覧表

※○印は必須書類、△印は申請内容に応じて追加添付する書類です。

◆農地の貸借・売買をしたい。【農地法第3条】

	書類種別	申請書・添付書類	提出部数	備考
提出書類	○必須	第3条申請書	3	様式は農業委員会にあります
		〃 別添3-1	1	様式は農業委員会にあります
		〃 別添3-2	1	様式は農業委員会にあります
		〃 別添3-3	1	様式は農業委員会にあります
		土地の全部事項証明書	1	法務局から入手してください (1筆600円)
	△追加	国籍証明 (外国人の場合)	1	住民票・在留カード・在留資格認定証明書等の写しを提出してください
		賃貸契約書		指示した場合、提出ください
		売買契約書		指示した場合、提出ください
		その他資料		指示した場合、提出ください

※注意事項

- ① 法令の許可基準の全てを満たさなければ農地を求めることはできません。
 - 農地の全てを効果的に利用し耕作する。
 - 農作業に常時従事する。
 - 周辺の農地利用に支障がないように肥培管理をする。
- ② 貸借権が設定されている農地の売買・貸借はできません。
- ③ 権利を取得した農地は、適正な管理がなされていない場合は刑罰に処されます。
- ④ 農地法第3条により貸借した農地は期間終了日を迎えても、農業委員会へ解約通知の提出がない限り、最初に設定した期間で貸借期間が更新されます。